

雇用保障・組織整備に関する 労働条件についての覚書

1995年（平成7年）6月29日開催の団体交渉で合意した組織整備に関して、次のとおり覚書を締結する。

1. 会および労働組合は、組織整備にあたり系統組織全体の健全なる発展を目指し、今後とも誠心誠意努力していくことを確認する。
2. 会は、組織整備の基本方向及び実施方策について、労働組合に事前に説明をおこなうとともに、意見を徴する。また、労働条件の変更については、労働協約を遵守し協議を行うものとする。
3. 会は、組織整備を進めるにあたって、職員の身分と雇用について、その安定を図ることに誠意をもって努力する。
4. 会および労働組合は、組合員の出向及び移籍にあたって、方針、基準、規模等、その具体的な態様について労働組合と事前に協議を行う。

なお、出向に関する協議内容および運用については、別途確認する。

以上覚書の証しとして、本覚書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成7年6月29日

四連会長記名 印
中央執行委員長記名 印

出向についての確認書

1995年（平成7年）6月29日開催の団体交渉で締結した「組織整備に関する労働条件についての覚書」に基づき、出向に関して以下の事項について確認する。

1. 会は組合員を出向させようとする場合は、出向先の概要および会との関連、出向の目的と必要人員等を事前に労働組合に説明し、その後、出向先での具体的労働条件および身分保障について労働組合と協議のうえ、できる限り早い時期に本人に通知する。
2. 会は出向にあたって本人の同意を得ておこなうが、組合員は正当な理由なくこれを拒むことはできない。
3. 前第1項で協議する出向先での労働条件（就業・服務、昇格、昇給、賞与、諸手当、社会保険料、農林年金、医療給付事業、福利厚生、退職給与引当金、安全衛生および労災保険）が、会の就業規則と異なる場合は、その取扱いについて協議する。
4. 出向期間は原則として3年以内とする。但し、会業務の運営上の都合でこれを超える場合は、あらためて協議する。
5. 出向者が出向期間中に負傷、疾病等により出向先での服務が困難になり、休職等の状況が生じた場合は、その都度取扱いを協議する。
6. 会は出向者との連絡を密にし、勤務状態及び家庭環境の変化等動静把握に努め、必要に応じその状況を労働組合に通知し説明する。
7. 会は出向者から苦情処理の要請がある場合は、労働協約の苦情処理手続により協議する。
8. 前各項について労使は誠意をもって協議し、協議内容について双方文書に記録し 確認する。